

# 山田みやこの活動報告

令和3年8月8日(日)

## 婦人相談員の専門性と公的相談支援の労働問題に関する研究

### 「婦人保護事業・婦人相談員の現状と制度的課題」について(オンライン)を視聴

講師 堀 千鶴子氏(城西国際大学 福祉総合学部教授)

婦人保護事業は婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の三機関から成り立っている。

平成30年度の婦人保護事業利用者の状況は夫などからの暴力相談が来所相談全体の41.4%、全体の49.5%が暴力被害の相談。

婦人相談員の役割は相談者の人権を尊重し、権利擁護を図る立場から支援を要する女性を発見し、ソーシャルワークによる相談・支援を提供し必要に応じて関係機関との連携を図りながら問題解決を担う役割を有している。

#### 〈婦人相談員の推移〉

婦人相談員は都道府県及び市から嘱託され、夫などからの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が高い。

令和2年4月1日現在、都道府県の嘱託状況 常勤 70名・非常勤399名の計469名。

令和2年4月1日現在、市の嘱託状況 常勤150名・非常勤914名の計1,064名。

婦人相談員の配置状況は総数1,533名のうち220名の14.4%が常勤(特定の都道府県に偏っている)3年未満の相談員が都道府県は42.4%、市は42.8%を占める。

#### 平均月間勤務日数は

12日以下	7.2%
13~16日	27.6%
17~20日	46.0%
21~24日	17.5%
25日以上	0.7%

#### 平均月間勤務時間数は

40時間以下	7.9%
41~80時間	2.4%
81~120時間	38.4%
121~160時間	35.7%
161時間以上	11.5%

#### 対応している業務は

電話相談・来所相談・関係機関との連絡調整・証明書の発行支援・一時保護施設への入所調節・保護命令申し立ての支援・同行支援など

#### 兼務の職種は

母子父子自立支援員・家庭相談員・就労支援員・生活困窮者支援員・配偶者暴力相談支援センター相談員

#### 婦人相談員を取り巻く制度的課題は

専門職として売春防止法の嘱託要件、任用資格の検討、地域における支援格差の解消のための市区の配置義務化、専門職・専任職としての位置付け、支援の質の向上、研修参加のための体制整備。

※DV被害者の支援充実には婦人相談員の専門性と支援の質の向上は最も重要。そのためには兼務をせず、雇い止めの廃止・労働条件の改善・業務に見合った賃金・体制が必要

